

## 非常変災時における対応について

### 非常変災時における対応について

本校における臨時休業の扱いを次のとおりとします。

(平成26年10月14日付け北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則による)

#### 1 臨時休業とする場合

- (1) 足寄町に、大雨、暴風、暴風雪、大雪、火山噴火、地震に関する特別警報が、朝5時30分までに発表された場合。
- (2) 足寄町に、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪に関する警報が発表され、かつ、「大半の生徒」が次のア～ウの状況が合わせた発生する事態となった場合。
  - ア 足寄町から町内全域もしくは複数の地区で避難指示や避難勧告が発令される。
  - イ 十勝バスが運休となる。
  - ウ 学校の施設が破損し、授業を行うことが困難となる。
- (3) その他急迫した事情があるときや、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等から、総合的に見てやむを得ないと校長が認めるとき。
- (4) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

#### 2 その他

- (1) 急迫した事情等により「一部の生徒」が学校へ出席できない場合、「自然災害等による出席停止」として扱う。
- (2) 始業の繰り下げ及び下校時間の繰り上げについては、生徒の安全等を総合的にみて校長が判断する。